

千保協発第101号
令和4年12月6日

千葉県保育協議会会員園の皆様へ

千葉県保育協議会
会長 圓藤 弘典
(公印省略)
保育士部会
部会長 服部 明子
(公印省略)

保育所(園)・こども園における保育士・保育教諭による不適切保育について

保育所(園)・こども園は、「子どもの命を守り、最善の利益を保障する」専門施設です。そして、保育士・保育教諭は、全ての子どもを豊かな愛情の中で心身ともに健やかに育てられる存在として位置付けられ、多くの保育士・保育教諭は子どもたちのために日々尽力しています。

そんな子どもたちが安心して過ごせるはずの保育所(園)・こども園において、先日複数の保育士・保育教諭による園児への虐待行為が確認されました。報道やSNS等でご存じのように、虐待を行っていた保育士は逮捕され、園長は犯人隠匿による刑事告発がなされています。子どもたちが「安全」で「健やか」に過ごせるはずの保育所(園)・こども園で絶対にあってはならない事件となりました。

児童憲章の前文にも「児童は 人として尊ばれる」とあるように、今回の不適切保育は子どもへの人権侵害に当たります。今一度、自分の保育を振り返り、「子ども主体」「子どもの権利」について再確認し、「チーム保育」として、子どもたちの最善の利益のために、質の高い保育の実践を進めて下さいますようお願いいたします。

○参 考

保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト(全国保育士会)

<https://www.z-hoikushikai.com/book/pamphlet.html>

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「不適切な保育の保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き

<https://cancerscan.jp/news/153/>